

## ○熊本県立自然公園条例施行規則

(昭和 47 年 6 月 30 日規則第 45 号)

**改正** 昭和 49 年 7 月 16 日規則第 40 号 昭和 63 年 8 月 16 日規則第 31 号  
平成 3 年 4 月 13 日規則第 25 号 平成 3 年 10 月 29 日規則第 48 号  
平成 6 年 3 月 30 日規則第 11 号 平成 11 年 3 月 31 日規則第 16 号  
平成 12 年 3 月 31 日規則第 6 号 平成 12 年 12 月 28 日規則第 57 号  
平成 13 年 3 月 30 日規則第 20 号 平成 13 年 10 月 2 日規則第 42 号  
平成 14 年 3 月 29 日規則第 43 号 平成 14 年 10 月 11 日規則第 83 号  
平成 16 年 7 月 1 日規則第 39 号 平成 17 年 1 月 12 日規則第 1 号  
平成 17 年 3 月 25 日規則第 9 号 平成 18 年 7 月 10 日規則第 54 号  
平成 19 年 3 月 30 日規則第 18 号 平成 23 年 6 月 30 日規則第 29 号  
平成 27 年 3 月 27 日規則第 16 号 平成 27 年 11 月 27 日規則第 41 号  
令和元年 7 月 1 日規則第 5 号 令和元年 12 月 13 日規則第 17 号  
令和 2 年 11 月 30 日規則第 45 号

熊本県立自然公園条例施行規則をここに公布する。熊本県立自然公園条例施行規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県立自然公園条例(昭和 33 年熊本県条例第 45 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公園事業となる施設の種類)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規定による規則で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路及び橋
- (2) 広場及び園地
- (3) 宿舍及び避難小屋
- (4) 休憩所、展望施設及び案内所
- (5) 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- (7) 運輸施設(主として熊本県立自然公園(以下「県立公園」という。)の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として県立公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。)
- (8) 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- (9) 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- (10) 植生復元施設及び動物繁殖施設
- (11) 砂防施設及び防火施設

(12) 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。以下同じ。)

(公園事業の執行の同意又は認可)

第3条 条例第11条第2項の同意又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第3条の2 条例第11条第2項の同意を得ようとする者は県立公園事業執行同意申請書(別記第1号様式)を、同条第3項の認可を受けようとする者は県立公園事業執行認可申請書(別記第1号の2様式)を知事に提出するものとする。

2 条例第11条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

(2) 第2条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

(3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第11条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

(1) 個人にあつては、住民票の写し

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(8) 事業資金を調達することができることを証する書類

- (9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1,000 分の 1 以上の図面
  - (10) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
  - (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (12) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
- 4 条例第 11 条第 6 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。
- (1) 条例第 11 条第 4 項第 1 号に掲げる事項
  - (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
  - (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
  - (5) 第 2 条第 1 号から第 9 号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
  - (6) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間
- 5 条例第 11 条第 6 項の同意を得ようとする者は、県立公園事業変更同意申請書(別記第 1 号の 3 様式)を知事に提出するものとする。
- 6 条例第 11 条第 6 項の認可を得ようとする者は、県立公園事業変更認可申請書(別記第 1 号の 4 様式)を知事に提出するものとする。
- 7 前 2 項の申請書には、第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類のほか、変更に係る第 3 項各号に掲げる書類(同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものを除く。)を添付するものとする。
- 8 条例第 11 条第 9 項の届出は、県立公園事業軽微変更届(別記第 1 号の 5 様式)により行うものとする。
- (施設の供用開始の届出)
- 第 4 条 条例第 11 条第 2 項の同意を得た者又は同条第 3 項の認可を受けた者(以下「県立公園事業者」という。)は、当該同意又は認可に係る県立公園利用のため、施設の供用を開始したときは、当該開始の日から 30 日以内に知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、県立公園事業施設供用開始届出書(別記第 2 号様式)により行うものとする。
- (承継の同意又は承認の申請)
- 第 5 条 条例第 13 条第 1 項の規定による承継の同意を得ようとする者は、県立公園事業承継同意申請書(別記第 3 号様式)を知事に提出するものとする。

- 2 条例第 13 条第 1 項の規定による承継の承認を受けようとする者は、県立公園事業承継承認申請書(別記第 3 号の 2 様式)を知事に提出するものとする。
- 3 前 2 項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
  - (2) 第 3 条の 2 第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 11 号に掲げる書類
  - (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 4 条例第 13 条第 2 項の規定による相続の承認を受けようとする者は、県立公園事業相続承認申請書(別記第 3 号の 3 様式)を知事に提出するものとする。
- 5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 第 3 条の 2 第 3 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 11 号に掲げる書類
  - (2) 被相続人との続柄を証する書類
  - (3) 相続人が 2 人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第 6 条 条例第 14 条の規定による届出は、県立公園事業休止(廃止)届出書(別記第 4 号様式)により行うものとする。

- 2 前項の届出書には、第 3 条の 2 第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類を添付するものとする。

(同意又は認可の失効の届出)

第 7 条 条例第 15 条第 2 項の規定による届出は、県立公園事業同意(認可)失効届出書(別記第 4 号の 2 様式)により行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第 3 条の 2 第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類
- (2) 他の法令、条例又は規則の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

(特別地域の区分)

第 8 条 県立公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- (1) 第一種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)
- (2) 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。)
- (3) 第三種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)

(特別地域内における行為の許可申請等)

第9条 条例第21条第4項の規定による許可の申請は、別記第5号様式により行うものとする。

2 条例第21条第5項の規定による届出は、特別地域内行為着手済届出書(別記第6号様式)により行うものとする。

3 条例第21条第6項の規定による届出は、特別地域内非常災害応急措置届出書(別記第7号様式)により行うものとする。

4 条例第21条第7項の規定による届出は、特別地域内植栽届出書(別記第8号様式)又は特別地域内家畜の放牧届出書(別記第9号様式)により行うものとする。

(土地所有者等との協議)

第9条の2 条例第21条第4項第16号の規定による区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第10条 条例第21条第8項第4号の規定による知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 門、生垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

(3) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

(5) ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

(6) 条例第21条第4項の許可を受けた行為又は前各号若しくは次号から第47号までに掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜

地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

- (8) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- (9) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設、同条第3項に規定する港湾区域若しくは同条第4項に規定する臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットフォーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- (10) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(搭載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- (11) 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
- (12) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第115条第1項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- (13) 道路の舗装及び道路の勾配の緩和、線形の改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- (14) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- (15) 巢箱、給餌台、給水台等を設置すること。
- (16) 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- (16)の2 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。
- (17) 宅地の木竹を伐採すること。
- (18) 自家用のために木竹を択伐すること(塊状に択伐することを除く。)
- (19) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。

- (20) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- (21) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
- (22) 牧野改良のために茨、かん木等を除去すること。
- (22)の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- (22)の3 宅地の木竹を損傷すること(条例第21条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷することに限る。次号から第22号の19までにおいて同じ。)
- (22)の4 自家用のために木竹を損傷すること。
- (22)の5 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (22)の6 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (22)の7 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (22)の8 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- (22)の9 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (22)の10 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (22)の11 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (22)の12 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (22)の13 県立公園において熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県条例第19号)第16条の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第2条第3号に規定する指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。
- (22)の14 県立公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- (22)の15 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (22)の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (22)の17 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (22)の18 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷する

こと(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

- (22)の19 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (23) 宅地内の土石を採取すること。
- (24) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (25) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
- (26) 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (27) 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによって、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (28) 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- (29) 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- (30) 漁船から汚水又は廃水を排出すること。
- (31) 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- (32) 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (33) 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- (34) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。
- (35) 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)
- (36) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (37) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道若しくは同条第4号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- (38) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- (39) 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。



- (40) 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- (41) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- (42) 漁港漁場整備法第 34 条第 1 項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- (42) の 2 1.5 メートル以下の高さで、かつ、10 平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
- (42) の 3 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの
- (42) の 4 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- (42) の 5 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- (42) の 6 河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (42) の 7 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (42) の 8 海岸法第 2 条第 2 項に規定する一般公共海岸区域又は同法第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (42) の 9 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (42) の 10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (42) の 11 港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (43) 宅地内にある植物で、条例第 21 条第 4 項第 11 号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- (43) の 2 県立公園において熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第 16 条の規定による知事の許可に係る植物であつて、同条例第 2 条第 3 号に規定する指定希少野生動植物に係るものを採取し、又は損傷すること。
- (43) の 3 農業を営むために条例第 21 条第 4 項第 12 号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(条例第 21 条第 4 項第 12 号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)

- (43)の4 森林の整備及び保全を図るために条例第21条第4項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- (43)の5 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第21条第4項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)
- (43)の6 宅地内に木竹を植栽すること。
- (43)の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。
- (43)の8 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (43)の9 県立公園において熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第16条の規定による知事の許可に係る動物であつて、同条例第2条第3号に規定する指定希少野生動植物に係るものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (43)の10 県立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (43)の11 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (43)の12 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。
- (43)の13 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (43)の14 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第21条第4項第14号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(条例第21条第4項第14号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)
- (43)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出、植栽又は播(は)種をすること。
- (43)の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
- (43)の17 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出、植栽又は播種をすること。

- (43)の18 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであって、次に掲げるもの
- ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
- イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- (43)の19 家畜を係留放牧すること(条例第21条第4項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。)
- (44) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第6項に規定する便益施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)
- (45) 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為
- (45)の2 農業を営むために立ち入ること。
- (45)の3 森林の保護管理のために立ち入ること。
- (45)の4 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。
- (45)の5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。
- (45)の6 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために立ち入ること。
- (45)の7 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。
- (45)の8 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

- (45)の9 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (45)の10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (45)の11 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- (45)の12 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。
- (45)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。
- (45)の14 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。 )。
- (45)の15 条例第21条第4項第16号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。
- (45)の16 条例第21条第4項第16号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又は前各号若しくは次号から第47号までに規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。
- (45)の17 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
- (45)の18 法令又は条例の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。
- (45)の19 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (45)の20 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
- (45)の21 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (45)の22 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。 )のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- (45)の23 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (45)の24 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (45)の25 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (45)の26 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (45)の27 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (45)の28 港則法(昭和23年法律第174号)第2条に規定する港の区域において動力船を使用すること。
- (45)の29 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
- (45)の30 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (46) 熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第37条の規定により、県史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し又は増築すること。

(47) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(土地所有者等との協議)

第11条 条例第22条第1項の規定による利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第12条 条例第22条第3項第6号に規定する規則で定める行為は、県立公園の利用者以外の者が行うものであって次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第10条第6号、第7号、第9号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第10号、第11号、第14号、

第16号、第20号、第21号、第22号の2、第22号の8、第22号の12、第22号の13、第22号の14、第22号の16、第39号、第41号、第42号、第43号の2、第43号の5、第43号の9、第43号の10、第43号の11、第45号の13、第45号の19又は第45号の28に掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第10条第1号、第4号、第5号、第24号及び第43号の8に掲げる行為

- (2) 農業を営むために通常行われる行為
- (3) 森林の保護管理のために行われる行為
- (4) 林道の整備に当たって必要な事前調査を行うこと。
- (5) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査を行うこと。
- (6) 漁業を営むために通常行われる行為
- (7) 漁業取締りの業務を行うこと。
- (8) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)を行うこと。
- (9) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視を行うこと。
- (10) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。
- (11) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- (13) 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為
- (14) 鉱業権を有する者が行う第10条第24号又は第25号に掲げる行為
- (15) 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。
- (16) 測量法第3条の規定による測量を行うこと。

- (17) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為
- (18) 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為
- (19) 利用調整地区以外の区域において、この条に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。
- (20) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。
- (21) 法令又は条例の規定による検査、調査その他これらに類する行為
- (22) 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。
- (23) 前各号に掲げる行為に付帯する行為  
(立入りの認定の基準)

第13条 条例第23条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
- (2) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
- (3) 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
  - ア 生きている動植物(食用に供するもの及び身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を故意に持ち込むこと。
  - イ 野生動物に餌を与えること。
  - ウ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
  - エ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
  - オ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
  - カ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- (4) 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。  
(立入りの認定の申請)

第14条 条例第23条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数(条例第23条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。)
- (3) 立ち入ろうとする利用調整地区の名称
- (4) 立ち入ろうとする期間
- (5) 立入りの目的
- (6) 立入りの方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 前項の申請書には、申請者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第15条 条例第23条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用調整地区の名称
- (2) 立入認定証の有効期間
- (3) 立入りの認定を受けた者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第13条第4号の注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

(立入認定証の再交付)

第16条 条例第23条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 再交付を必要とする枚数(条例第23条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。)
- (3) 認定を受けた利用調整地区の名称
- (4) 立入認定証の番号及び交付年月日
- (5) 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情(指定認定機関の指定の申請等)



第 17 条 条例第 24 条第 2 項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地
- (3) 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称
- (4) 認定関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの。
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
- (3) 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類
- (4) 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- (5) 申請者が自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 25 条第 3 項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類  
(条例第 24 条第 3 項第 2 号の規則で定める者)

第 17 条の 2 条例第 24 条第 3 項第 2 号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第 18 条 条例第 26 条第 1 項前段の規程による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第 26 条第 1 項後段の規定による認可の変更の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第 19 条 条例第 26 条第 2 項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第 26 条第 2 項後段の規定による認可の変更の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第20条 条例第26条第4項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする認定関係事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日
- (3) 休止しようとする場合にあっては、その期間
- (4) 休止又は廃止の理由

(認定関係事務の引継ぎ等)

第21条 指定認定機関は、知事が条例第26条第5項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第4項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第28条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 認定関係事務を知事に引き継ぐこと。
- (2) 認定関係事務に関する帳簿及び書類を知事に引き継ぐこと。
- (3) その他知事が必要と認める事項

(普通地域内における行為の届出)

第22条 条例第31条第1項の規定による届出は、別記第10号様式により行うものとする。

(工作物の基準)

第23条 条例第31条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 海面以外の区域

- ア 建築物 高さ13メートル又は延べ面積1,000平方メートル
- イ 送水管 長さ70メートル
- ウ 鉄塔 高さ30メートル
- エ 船舶の係留施設 長さ50メートル
- オ ダム 高さ20メートル
- カ 鋼索鉄道 延長70メートル
- キ 索道 傾斜亘(こう)長600メートル又は起点と終点の高低差200メートル
- ク 別荘地の用に供する道路 幅員2メートル
- ケ 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13メートル又は水平投影面積1,000平方メートル
- コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

(2) 海面の区域

- ア 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ50メートル

イ アに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ5メートル又は海面における水平投影面積100平方メートル

(普通地域内における届出を要しない行為)

第24条 条例第31条第7項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第10条第1号から第16号の2まで、第24号から第27号まで、第38号から第42号まで、第44号、第45号又は第46号に掲げる行為

(1)の2 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第47条第2号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 海面内において航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設を改築し、又は増築すること。

(3) 海面内において船舶又は積荷の急迫した危難を避けるため、必要な応急措置として仮工作物を新築すること。

(4) 海面内において水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

(5) 海面内において電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条の規定による保安規程に基づき、電気工作物を点検し、又は検査するために必要な行為

(6) 宅地内の池沼等を埋め立てること。

(7) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる土地改良に関する事業(同項第4号に掲げるものを除く。)として池沼等を埋め立てること。

(8) 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(9) 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(10) 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(11) 宅地内の土地の形状を変更すること。

(12) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。

(13) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

(14) 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。

(15) 養浜のために土地の形状を変更すること。

(16) 土地の形状を変更することであって面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(17) 第23条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

(18) 漁礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

(19) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(許可の申請書又は届出書の添付書類の省略等)

第25条 条例第21条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第31条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、当該申請書又は届出書に添えなければならない書類(以下この条において「添付書類」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第21条第4項の規定による許可の申請又は条例第21条第5項若しくは第7項若しくは第31条第1項の規定による届出に係る行為が、輕易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。

(県立公園における生態系維持回復事業の確認)

第25条の2 国又は県以外の地方公共団体が条例第37条第2項の確認を受ける場合は、次に掲げる事項に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(県立公園における生態系維持回復事業の認定)

第25条の3 国及び地方公共団体以外の者が条例第37条第3項の認定を受ける場合は、次に掲げる事項に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第25条の4 条例第37条第2項の確認の申請は、生態系維持回復事業確認申請書(別記第11号様式)により行うものとする。

2 条例第37条第3項の認定の申請は、生態系維持回復事業認定申請書(別記第12号様式)により行うものとする。

3 条例第37条第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

4 条例第37条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(別記第13号様式)

(3) 国及び地方公共団体以外の者が条例第37条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

5 条例第37条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

6 条例第37条第6項の確認を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更確認申請書(別記第14号様式)を知事に提出するものとする。

7 条例第37条第6項の認定を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更認定申請書(別記第15号様式)を知事に提出するものとする。

8 条例第37条第9項の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届(別記第16号様式)により行うものとする。

(風景地保護協定の基準)

第26条 条例第40条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていること。

(2) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下この号において「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んでいないこと。

- (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならないこと。
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものであること。
- (5) 風景地保護協定の有効期間は、5年以上20年以下であること。
- (6) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。
- (7) 風景地保護協定は、関係法令又は条例及び関係法令又は条例に基づく計画と整合性のとれたものであること。
- (8) 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令又は条例の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものであること。

(風景地保護協定の公告)

第27条 条例第41条第1項及び第2項(条例第44条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- (1) 風景地保護協定の名称
- (2) 風景地保護協定区域
- (3) 風景地保護協定の有効期間
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- (5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護の関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (6) 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公告)

第28条 前条の規定は、条例第43条(条例第44条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第29条 条例第46条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第47条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第 47 条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 営利を目的としないことその他条例第 47 条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(身分証明書の様式)

第 30 条 条例第 29 条第 2 項、第 33 条第 3 項、第 35 条第 3 項及び第 52 条第 4 項の身分を示す証明書の様式は、別記第 17 号様式によるものとする。

附 則

この規則は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 7 月 16 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 8 月 16 日規則第 31 号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に熊本県立自然公園条例(昭和 33 年熊本県条例第 45 号。以下「条例」という。)第 16 条第 2 項の規定による承認又は同条第 3 項の規定による認可を受けているゴルフ場に関する公園事業については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に公園計画に基づき特別地域として指定されている地域で、改正後の熊本県立自然公園条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 8 条の 2 各号のいずれかに掲げる地域に相当する地域に区分されているものは、同条の規定により区分された地域とみなす。

4 改正後の規則第 10 条又は第 12 条の規定により新たに条例に基づく許可又は届出を要することとなった行為で、この規則の施行の際現に着手しているものについては、これらの規定は、適用しない。

附 則(平成 3 年 4 月 13 日規則第 25 号)

1 この規則は、平成 3 年 4 月 14 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県立自然公園条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県立自然公園条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 3 年 10 月 29 日規則第 48 号)

この規則は、平成 3 年 10 月 31 日から施行する。

附 則(平成6年3月30日規則第11号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第16号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県立自然公園条例施行規則(中略)(以下「墓地、埋葬等に関する法律施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成12年3月31日規則第6号)抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第57号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第20号)抄

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月2日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第43号)抄

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年10月11日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年7月1日規則第39号)

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の熊本県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第9条の規定は、この規則の施行の日以後にされる熊本県立自然公園条例第14条第4項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた改正前の熊本県立自然公園条例第20条第4項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。



第3条 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県立自然公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

第4条 この規則の施行の際現に交付されている旧規則に定める別記第11号様式による証明書は、その有効期間内においては、新規則の規定による証明書とみなす。

附 則(平成17年1月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第9号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第7号、第10条第50号、第24条第1号の2及び同条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月10日規則第54号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成19年3月30日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月30日規則第29号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第16号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条第22号の15の改正規定 公布の日
- (2) 第10条第22号の14の改正規定(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。)、同条第43号の10の改正規定及び同条第43号の11の改正規定(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。) 平成27年5月29日

附 則(平成27年11月27日規則第41号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の第 23 条第 1 号コの規定は、適用しない。

附 則(令和元年 7 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 13 日規則第 17 号)

- 1 この規則中第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 の改正規定、第 25 条の 4 第 4 項に 1 号を加える改正規定並びに別記第 12 号様式記載上の注意第 6 号の改正規定並びに附則第 2 項の規定は公布の日から、その他の規定は令和元年 12 月 14 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県立自然公園条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県立自然公園条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和 2 年 11 月 30 日規則第 45 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 3 条の 2 関係)

[別紙参照]

別記第 1 号の 2 様式(第 3 条の 2 関係)

[別紙参照]

別記第 1 号の 3 様式(第 3 条の 2 関係)

[別紙参照]

別記第 1 号の 4 様式(第 3 条の 2 関係)

[別紙参照]

別記第 1 号の 5 様式(第 3 条の 2 関係)

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 4 条関係)

[別紙参照]

別記第3号様式(第5条関係)

[別紙参照]

別記第3号の2様式(第5条関係)

[別紙参照]

別記第3号の3様式(第5条関係)

[別紙参照]

別記第4号様式(第6条関係)

[別紙参照]

別記第4号の2様式(第7条関係)

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その1

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その2

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その3

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その4

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その5

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その6

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その7

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その8

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その9

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その10

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その11

[別紙参照]

別記第5号様式(第14条関係)

その12

[別紙参照]

別記第5号様式(第14条関係)

その13

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その14

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その15

[別紙参照]

別記第5号様式(第9条関係)

その16

[別紙参照]

別記第6号様式(第9条関係)

[別紙参照]

別記第7号様式(第9条関係)

[別紙参照]

別記第8号様式(第9条関係)

[別紙参照]

別記第9号様式(第9条関係)

[別紙参照]

別記第10号様式(第22条関係)

その1

[別紙参照]

別記第10号様式(第22条関係)

その2

[別紙参照]

別記第10号様式(第22条関係)

その3

[別紙参照]

別記第10号様式(第22条関係)

その4

[別紙参照]

別記第10号様式(第22条関係)

その5

[別紙参照]

別記第10号様式(第22条関係)

その6

[別紙参照]

別記第11号様式(第25条の4関係)

[別紙参照]

別記第12号様式(第25条の4関係)

様式

[別紙参照]

別記第13号様式(第25条の4関係)

[別紙参照]

別記第14号様式(第25条の4関係)

[別紙参照]

別記第15号様式(第25条の4関係)

[別紙参照]

別記第 16 号様式(第 25 条の 4 関係)

[別紙参照]

別記第 17 号様式(第 30 条関係)

[別紙参照]